

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 後	改 正 前
第六条の二 法第十八条第二項、法第二十四条第一項ただし書、法第三十二条の二第一項、法第三十二条の三、法第三十二条の四第一項及び第二項、法第三十二条の五第一項、法第三十四条第二項ただし書、法第三十六条第一項、第三項及び第四項、法第三十七条第三項、法第三十八条の二第二項、法第三十八条の三第一項、法第三十八条の四第一項、法第三十九条第四項、第六項及び第七項ただし書並びに法第九十条第一項に規定する労働者の過半数を代表する者（以下この条において「過半数代表者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。	第六条の二 法第十八条第二項、法第二十四条第一項ただし書、法第三十二条の二第一項、法第三十二条の三、法第三十二条の四第一項及び第二項、法第三十二条の五第一項、法第三十四条第二項ただし書、法第三十六条第一項、第三項及び第四項、法第三十八条の二第二項、法第三十八条の三第一項、法第三十八条の四第一項、法第三十九条第五項及び第六項ただし書並びに法第九十条第一項に規定する労働者の過半数を代表する者（以下この条において「過半数代表者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。	第六条の二 法第十八条第二項、法第二十四条第一項ただし書、法第三十二条の二第一項、法第三十二条の三、法第三十二条の四第一項及び第二項、法第三十二条の五第一項、法第三十四条第二項ただし書、法第三十六条第一項、第三項及び第四項、法第三十八条の二第二項、法第三十八条の三第一項、法第三十八条の四第一項、法第三十九条第五項及び第六項ただし書並びに法第九十条第一項に規定する労働者の過半数を代表する者（以下この条において「過半数代表者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
一 法第四十一条第二号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと。	一 法第四十一条第二号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと。	一 法第四十一条第二号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと。
二 法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、举手等の方法による手続により選出された者であること。	二 法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、举手等の方法による手続により選出された者であること。	二 法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、举手等の方法による手続により選出された者であること。
② 前項第一号に該当する者がいない事業場にあつては、法第十八条第二項、法第二十四条第一項ただし書、法第三十九条第四項、第六項及び第七項ただし書並びに法第九十条第一項に規定する労働者の過半数を代表する者は、前項第一号に該当する者とする。	② 前項第一号に該当する者がいない事業場にあつては、法第十八条第二項、法第二十四条第一項ただし書、法第三十九条第五項及び第六項ただし書並びに法第九十条第一項に規定する労働者の過半数を代表する者は、前項第一号に該当する者とする。	② 前項第一号に該当する者がいない事業場にあつては、法第十八条第二項、法第二十四条第一項ただし書、法第三十九条第五項及び第六項ただし書並びに法第九十条第一項に規定する労働者の過半数を代表する者は、前項第一号に該当する者とする。
③ (略)	(略)	(略)
第七条の二 (略)	第七条の二 (略)	第七条の二 (略)
一 (略)	一 (略)	一 (略)

二
ロイ (略)
(1) (略)
(vi) (i) (v)
協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関及び金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の九各号に掲げる金融機関又は信託会社の貸付債権を信託する信託（当該信託に係る契約の際における受益者が委託者であるものに限る。）又は指定金銭信託に係るものに限る。）

(2) (x ii) (vii)
(3) (5) (x iii)
銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二条第一項に規定する協同組織金融機関及び金融商品取引法施行令第一条の九各号に掲げる金融機関又は信託会社の貸付債権を信託する信託（当該信託に係る契約の際における受益者が委託者であるものに限る。）の受益権

② (略)
③ (略)
使用者は、法第三十七条第三項の協定をする場合には、

二
口 イ
(略)

(1) (略)
(vi) (1) (略)
(v) (略)
金商法第二条第一項第十四号に規定する有価証券(銀行、
協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律
第四十四号)第二条第一項に規定する協同組織金融機関及
び金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)
第一条の九各号に掲げる金融機関、信託会社又は貸金業の
規制等に関する法律施行令(昭和五十八年政令第百八十一
号)第一条第四号に掲げる者の貸付債権を信託する信託(当
該信託に係る契約の際ににおける受益者が委託者であるもの
に限る。)又は指定金銭信託に係るものに限る。)

(略)

(x ii) (vii)
(x i) (略)

銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二条
第一項に規定する協同組織金融機関及び金融商品取引法施
行令第一条の九各号に掲げる金融機関、信託会社又は貸金
業の規制等に関する法律施行令第一条第四号に掲げる者の
貸付債権を信託する信託(当該信託に係る契約の際におけ
る受益者が委託者であるものに限る。)の受益權

(2) (略)
(3) (略)
(4) (略)
(5) (略)
(6) (略)

次の各号に掲げる事項について、協定しなければならない。

一 法第三十七条第三項の休暇（以下「代替休暇」という。）として与えることができる時間の時間数の算定方法

二 代替休暇の単位（一日又は半日（代替休暇以外の通常の労働時間の賃金が支払われる休暇と合わせて与えることができる旨を定めた場合においては、当該休暇と合わせた一日又は半日を含む。）とする。）

三 代替休暇を与えることができる期間（法第三十三条又は法第三十六条第一項の規定によつて延長して労働させた時間が一箇月について六十時間を超えた当該一箇月の末日の翌日から二箇月以内とする。）

② 前項第一号の算定方法は、法第三十三条又は法第三十六条第一項の規定によつて一箇月について六十時間を超えて延長して労働させた時間の時間数に、労働者が代替休暇を取得しなかつた場合に当該時間の労働について法第三十七条第一項ただし書の規定により支払うこととされている割増賃金の率と、労働者が代替休暇を取得した場合に当該時間の労働について同項本文の規定により支払うこととされている割増賃金の率との差に相当する率（次項において「換算率」という。）を乗じるものとする。

③ 法第三十七条第三項の厚生労働省令で定める時間は、取得した代替休暇の時間数を換算率で除して得た時間数の時間とする。

第二十条 法第三十三条又は法第三十六条第一項の規定によつて延長した労働時間が午後十時から午前五時（厚生労働大臣が必要であると認める場合は、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時）までの間に及ぶ場合においては、使用者はその時間の労働については、第十九条第一項各号の金額にその労働時間数を乗じた

（新設）

（新設）

第二十条 法第三十三条又は法第三十六条第一項の規定によつて延長した労働時間が午後十時から午前五時（厚生労働大臣が必要であると認める場合は、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時）までの間に及ぶ場合においては、使用者はその時間の労働については、前条第一項各号の金額にその労働時間数を乗じた

じた金額の五割以上（その時間の労働のうち、一箇月について六十時間を超える労働時間の延長に係るものについては、七割五分以上）の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

② (略)

第二十一条 法第三十七条第五項の規定によつて、家族手当及び通勤手当のほか、次に掲げる賃金は、同条第一項及び第四項の割増賃金の基礎となる賃金には算入しない。

一～五 (略)

第二十四条の四 法第三十九条第四項第三号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 時間を単位として与えることができることとされる有給休暇一日の時間数（一日の所定労働時間数（日）によつて所定労働時間数が異なる場合には、一年間ににおける一日平均所定労働時間数。次号において同じ。）を下回らないものとする。）
- 二 一時間以外の時間を単位として有給休暇を与えることとする場合には、その時間数（一日の所定労働時間数に満たないものとする。）

第二十五条 法第三十九条第七項の規定による所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金は、次の各号に定める方法によつて算定した金額とする。

- 一 時間によつて定められた賃金については、その金額にその日の所定労働時間数を乗じた金額
- 二 日によつて定められた賃金については、その金額

- 三 週によつて定められた賃金については、その金額をその週の所

金額の五割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならぬ。

② (略)

第二十一条 法第三十七条第四項の規定によつて、家族手当及び通勤手当のほか、次に掲げる賃金は、同条第一項及び第三項の割増賃金の基礎となる賃金には算入しない。

一～五 (略)

(新設)

第二十五条 法第三十九条第六項の規定による所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金は、次の各号に定める方法によつて算定した金額とする。

- 一 時間によつて定められた賃金については、その金額にその日の所定労働時間数を乗じた金額
- 二 日によつて定められた賃金については、その金額

- 三 週によつて定められた賃金については、その金額をその週の所

定労働日数で除した金額

四 月によつて定められた賃金については、その金額をその月の所定労働日数で除した金額

五月、週以外の一定の期間によつて定められた賃金については、前各号に準じて算定した金額

六 出来高払制その他の請負制によつて定められた賃金については、その賃金算定期間(当該期間に出来高払制その他の請負制によつて計算された賃金がない場合においては、当該期間前において出来高払制その他の請負制によつて計算された賃金が支払われた最後の賃金算定期間。以下同じ。)において出来高払制その他の請負制によつて計算された賃金の総額を当該賃金算定期間における総労働時間数で除した金額に、当該賃金算定期間における一日平均所定労働時間数を乗じた金額

七 労働者の受けれる賃金が前各号の二以上の賃金よりなる場合には、その部分について各号によつてそれぞれ算定した金額の合計額

(②) 法第三十九条第七項本文の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の賃金は、平均賃金若しくは前項の規定により算定した額をその日の所定労働時間数で除して得た額の賃金とする。

(③) 法第三十九条第七項ただし書の厚生労働省令で定めるところにより算定した金額は、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第九十九条第一項に定める標準報酬日額に相当する金額をその日の所定労働時間数で除して得た金額とする。

第三十八条の三 法第七十六条第二項の規定による同一の事業場における同種の労働者に対して所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金は、第二十五条第一項に規定する方法に準じて算定した金額とする。

定労働日数で除した金額

四 月によつて定められた賃金については、その金額をその月の所定労働日数で除した金額

五月、週以外の一定の期間によつて定められた賃金については、前各号に準じて算定した金額

六 出來高払制その他の請負制によつて定められた賃金については、その賃金算定期間(当該期間に出来高払制その他の請負制によつて計算された賃金がない場合においては、当該期間前において出来高払制その他の請負制によつて計算された賃金が支払われた最後の賃金算定期間。以下同じ。)において出来高払制その他の請負制によつて計算された賃金の総額を当該賃金算定期間における総労働時間数で除した金額に、当該賃金算定期間における一日平均所定労働時間数を乗じた金額

七 労働者の受けれる賃金が前各号の二以上の賃金よりなる場合には、その部分について各号によつてそれぞれ算定した金額の合計額

(新設)

(新設)

第三十八条の三 法第七十六条第二項の規定による同一の事業場における同種の労働者に対して所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金は、第二十五条第一項に規定する方法に準じて算定した金額とする。

第三十八条の三 法第七十六条第二項の規定による同一の事業場における同種の労働者に対して所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金は、第二十五条に規定する方法に準じて算定した金額とする。

第五十条の二 法第九十六条の二第一項の厚生労働省令で定める危険な事業又は衛生上有害な事業は、次に掲げる事業とする。

一・二 (略)

三 主として次に掲げる業務を行なう事業

イ 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十一号）別表

第六の二に掲げる業務

ロ (略)

四 (略)

第六十八条 法第百三十八条に規定する中小事業主の事業に係る第二十条第一項の規定の適用については、同項中「五割以上（その時間の労働のうち、一箇月について六十時間を超える労働時間の延長に係るものについては、七割五分以上）」のあらわれ、「五割以上」とする。

(新設)

第五十条の二 法第九十六条の二第一項の厚生労働省令で定める危険な事業又は衛生上有害な事業は、次に掲げる事業とする。

一・二 (略)

三 主として次に掲げる業務を行なう事業

イ 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十一号）別表

第八に掲げる業務

ロ (略)

四 (略)

様式第18号（第52条関係）
(第四面)

様式第18号（第52条関係）
(第四面)

最低賃金法（抄）
(労働基準監督官の権限)
第32条 (略)
2・3 (略)
第33条 (略)

最低賃金法（抄）
(労働基準監督官の権限)
第38条 (略)
2・3 (略)
第39条 (略)

○最低賃金法施行規則（昭和三十四年労働省令第十六号） 新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
第一条 (略) (算入しない賃金)	第一条 (略) (算入しない賃金)	第一条 (略) (算入しない賃金)
2 法第四条第三項第二号の厚生労働省令で定める賃金は、次のとおりとする。 一・二 (略) 三 午後十時から午前五時まで（労働基準法（昭和二十二年法律第 四十九号）第三十七条第四項の規定により厚生労働大臣が定める 地域又は期間については、午後十一時から午前六時まで）の間の 労働に対して支払われる賃金のうち通常の労働時間の賃金の計算 額をこえる部分	2 法第四条第三項第二号の厚生労働省令で定める賃金は、次のとおりとする。 一・二 (略) 三 午後十時から午前五時まで（労働基準法（昭和二十二年法律第 四十九号）第三十七条第一項の規定により厚生労働大臣が定める 地域又は期間については、午後十一時から午前六時まで）の間の 労働に対して支払われる賃金のうち通常の労働時間の賃金の計算 額をこえる部分	2 法第四条第三項第二号の厚生労働省令で定める賃金は、次のとお りとする。

○厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年三月二十
五日厚生労働省令第四十四号） 新旧対照表

別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）		改 正 後	別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）		改 正 前
（略）	（略）	第三十六条第一項の規定による協定	（新設）	（略）	第三十六条第一項の規定による協定
（略）	（略）	第三十七条第三項の規定による協定	（略）	（略）	第三十八条の四第一項の規定による協定
（略）	（略）	第三十九条第四項の規定による協定	（新設）	（略）	第三十九条第六項の規定による協定
（略）	（略）	第三十九条第六項の規定による協定	（略）	（略）	第三十九条第七項の規定による協定